

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成31年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.47162円 1秒ごとに 0.035532円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 16.493円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るものに限ります。)を収容する機能	1秒ごとに 0.002215円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.076943円 1秒ごとに 0.0072326円	—

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.076943円 1秒ごとに 0.00068968円	—
	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 1.214円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るものに限ります。)を収容する機能	1秒ごとに 0.00016426円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.0031077円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.063円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	8.644円
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 84.334円
		672回線相当月額	83.915円
	イ 以外の場合であって同一の料金区域に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.896円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	9.477円
		(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.063円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	8.644円

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3) -2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、令和2年度に適用します。

2 料金額
2-1～2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.49208円 1秒ごとに 0.038756円	—
(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 16.223円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るものに限ります。)を収容する機能	1秒ごとに 0.0023070円	—

2-2の2 (略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.077803円 1秒ごとに 0.0076644円	—

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに 0.077803円 1秒ごとに 0.00068649円	—
	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額 1.124円	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るものに限ります。)を収容する機能	1秒ごとに 0.00016156円	—

2-4の2 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1 中継伝送共用機能

区分	単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに 0.003274円	—

2-5-2 中継伝送専用機能の基本額

2-5-2-1 基本料

区分	単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	ア 同一通信用建物内に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 8.802円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	8.340円
		(4) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 79.694円
		672回線相当月額	79.232円
	イ 以外の場合であって同一の料金区域に終始する場合	(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 9.608円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	9.146円
		(7) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額 8.802円
		24回線を超過する24回線ごとに月額	8.340円

ウ アイ以外の場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
		672回線ごとに月額	92,422円		
		672回線相当月額	92,002円		
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	276,426円	
		2,016回線相当月額	276,007円		
		(エ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,406円	
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,986円			
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	97,368円		
	672回線相当月額	96,949円			
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	291,266円		
	2,016回線相当月額	290,846円			

ウ アイ以外の場合	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	に月額			
		672回線ごとに月額	87,347円		
		672回線相当月額	86,885円		
		(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	261,116円	
		2,016回線相当月額	260,654円		
		(エ) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	10,093円	
	24回線を超える24回線ごとに月額	9,631円			
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	91,954円		
	672回線相当月額	91,492円			
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	274,937円		
	2,016回線相当月額	274,475円			

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること24回線ごとに月額 25円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること672回線ごとに月額 243円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること2,016回線ごとに月額 730円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 833円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 8,088円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 24,263円	

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	10kmを超えること24回線ごとに月額 25円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	10kmを超えること672回線ごとに月額 234円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	10kmを超えること2,016回線ごとに月額 703円	
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア) 24回線単位のもの (1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額 806円	
	(イ) 672回線単位のもの (50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額 7,652円	
	(ウ) 2,016回線単位のもの (150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額 22,957円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	50Mbit/s相当) 1の接続用伝送路設備 (50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り)と、その中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額 20,164円	

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	50Mbit/s相当) 1の接続用伝送路設備 (50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り)と、その中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに月額 19,578円	

2-5-3~2-6の3 (略)

2-5-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略) イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能	1信号ごとに 0.011250円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア (略) イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能	1信号ごとに 0.011636円	(略) 国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		

2-7の2~2-10 (略)

2-7の2~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.59003円	中継事業者に適用

2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに 0.61319円	中継事業者に適用

			1秒ごとに	0.060886円	しま す。
(2) リルー ティ ン グ 通 信 機 能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能		1通信ごと に	0.71861円	中継 事 業 者 に 適 用 し ま す。
			1秒ごとに	0.066646円	
(3) リルー ティ ン グ 指 示 に 係 る 網 保 留 機 能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能		1通信ごと に	0.018767円	中継 事 業 者 （ 特 定 中 継 事 業 者 を 除 き ま す。 ） に 適 用 し ま す。
(4) 音声ガイ ダ ン ス 送 出 用 接 続 通 信 機 能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1秒ごとに	0.039579円	—
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1秒ごとに	0.044348円	—
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) リダイレ ク シ ョ ン 網 使 用 機 能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1通信ごと に	0.047710円	携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 、 国 際 系 事 業 者 、 中 継 事 業 者 、 P H S 事 業 者 又 は 端 末 系 事 業 者 に 適 用 し ま す。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1通信ごと に	0.040649円	中 継 事 業 者 、 P H S 事 業 者 又 は 端 末 系 事 業 者 に 適 用 し ま す。

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

(1)~(32) (略)	(略)	区分	単位	料金額	備考
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161.948円	
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	213.771円	

			1秒ごとに	0.066312円	しま す。
(2) リルー ティ ン グ 通 信 機 能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「VPNサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能		1通信ごと に	0.74826円	中継 事 業 者 に 適 用 し ま す。
			1秒ごとに	0.072422円	
(3) リルー ティ ン グ 指 示 に 係 る 網 保 留 機 能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機間の伝送路設備を保留する機能		1通信ごと に	0.020357円	中継 事 業 者 （ 特 定 中 継 事 業 者 を 除 き ま す。 ） に 適 用 し ま す。
(4) 音声ガイ ダ ン ス 送 出 用 接 続 通 信 機 能	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1秒ごとに	0.043723円	—
	加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1秒ごとに	0.048061円	—
(5) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(6) リダイレ ク シ ョ ン 網 使 用 機 能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1通信ごと に	0.051753円	携 帯 ・ 自 動 車 電 話 事 業 者 、 国 際 系 事 業 者 、 中 継 事 業 者 、 P H S 事 業 者 又 は 端 末 系 事 業 者 に 適 用 し ま す。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1通信ごと に	0.044337円	中 継 事 業 者 、 P H S 事 業 者 又 は 端 末 系 事 業 者 に 適 用 し ま す。

第2表 工事費及び手続費

2 工事費の額
2-1 工事費

(1)~(32) (略)	(略)	区分	単位	料金額	備考
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に関する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	161.101円	
		イ 第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当) ごとに	211.042円	

附 則（令和2年4月1日東相制第19-00103号）
この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。